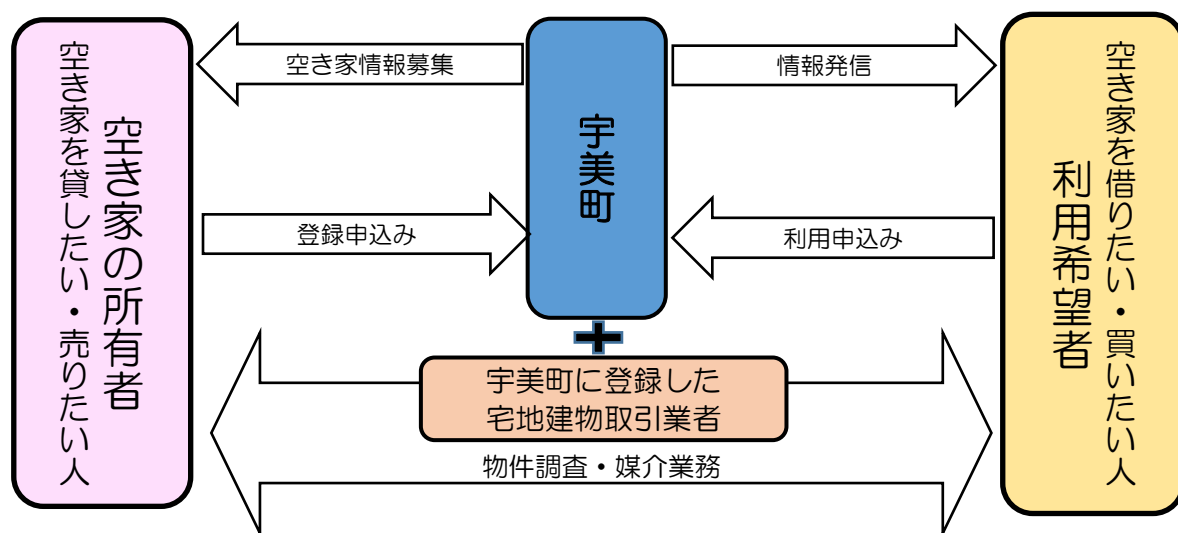




宇美町空き家バンクのご案内

空き家バンクとは、
空き家所有者と利用希望者のマッチングを図り空き家の有効利用と定住を促進する制度です。

1. 空き家バンクの流れ



2. 交渉・契約は？

売買、賃貸借契約に関する手続きは、町と協定を結んでいる宇美町内の宅地建物取引業者（取扱業者）が行いますので、安心してご利用いただけます。

3. 登録できる空き家は？

- 宇美町内に所在する住宅又は併用住宅であること。
- 建築基準法違反の是正指導、老朽空き家は正指導を受けていないもの。
- 賃貸アパート等の事業目的物件でないこと。
- 共有物件の場合は、共有する所有者全員が合意していること。

4. 利用希望者の要件は？

- 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、宇美町の自然保護、生活文化等に対する理解を深め地域住民と協調して生活できる方

5. ご利用にあたっての注意

- 暴力団及び暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際には宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- 町は、交渉、売買・賃貸借契約などの仲介行為には関与しません。
- すでに空き家に対して不動産業者と媒介契約を締結されている場合は、空き家バンクへの登録ができません。現在依頼されている不動産業者にご相談ください。
- 審査等により、ご利用をお断りすることがあります。
- 登録期間は、3年間です。

6. 空き家バンクの利用方法は？

【空き家を売りたい・貸したい方】

- (1) 空き家の物件登録申請書を宇美町役場に提出
「空き家バンク物件登録申請書（両面）」に記入し、環境課に提出してください。
様式は、宇美町役場環境課窓口、又は町ホームページからダウンロードで入手できます。
- (2) 現地調査及び査定
取扱業者（宇美町に登録した宅地建物取引業者）で現地調査を行います。その際は、空き家の所有者等、権利を有する方の立会いをお願いします。
- (3) 空き家バンクへ物件登録
調査の結果、空き家バンクへ登録ができる物件については、空き家バンク物件登録台帳に登録し、ホームページ上で公開します。（所有者の住所・氏名等の個人情報は公表いたしません）
※物件の状況等により、登録をお断りすることがあります。

【空き家をお探しの方】

- (1) 空き家バンク利用者登録申請書を宇美町役場に提出
「空き家バンク利用者登録申請書」に記入し、環境課に提出してください。
様式は、宇美町役場環境課窓口、又は町ホームページからダウンロードで入手できます。
- (2) 空き家バンクへ利用者登録
審査の結果、空き家バンクへ登録できる利用希望者については、空き家バンク利用者登録台帳に登録します。
- (3) 希望物件の交渉申込み
希望条件に合う物件があれば、「空き家バンク利用者登録申請書」に希望物件をご記入ください。
- (4) 希望物件への見学
取扱業者（宇美町に登録した宅地建物取引業者）が物件をご案内いたします。

【物件交渉・売買又は賃貸借契約】

- (1) 取扱業者が仲介して、交渉を行います。
- (2) 契約が整いましたら、仲介手数料を取扱業者へお支払いください。

お申込み
お問い合わせは

宇美町役場 環境課

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

TEL 092-934-2226

FAX 092-933-7512

宇美町空き家バンク

検索

